



淀川労働基準監督署発表  
平成29年12月18日

## 労働安全衛生法違反の疑いで書類送検

- ベルトコンベヤの運転を停止させずに清掃作業を行わせた疑い -

淀川労働基準監督署（署長 谷本 晃）は平成29年12月18日、谷畑産業株式会社及び同会社代表取締役を労働安全衛生法違反の疑いで大阪地方検察庁に書類送検した。

### 記

#### 1 被疑者

##### (1) 谷畑産業株式会社

本社所在地 大阪府池田市豊島南

事業内容 生コンクリート製造業

##### (2) 同会社代表取締役(以下、「被疑者A」という。)

#### 2 違反条文等

被疑者(1)(2)とも

労働安全衛生法第20条第1号

同法第27条第1項

労働安全衛生規則第107条第1項

同法第119条第1号 (罰則)

同法第122条 (両罰)

#### 3 事件の概要

被疑者谷畑産業株式会社は大阪府池田市豊島南に本店及び工場を置き、生コンクリートの製造販売業を営む事業者、被疑者Aは同会社の代表取締役で、同会社の業務全般を統括管理し、労働者の安全を管理するものであるが、被疑者Aは同会社の業務に関し、法定の除外事由がないのに、平成29年8月1日、同工場において、労働者にスコップを用いて、ベルトコンベヤからこぼれ落ちてベルト下に堆積する砂を取り除くそうじ作業を行わせるに当たり、同機械の運転中に同作業を行えば、回転するベルト及びベルトコンベヤのローラーに体の一部が挟まれるなどして労働者に危険を及ぼすおそれがあったのに、同機械の運転を停止させないで同作業を

行わせ、もって機械、器具その他の設備による危険を防止するため必要な措置を講じなかったものである。

#### 4 参考事項

- (1) 被疑者谷畑産業株式会社の工場内には生コンクリートの製造プラントが設置されており、生コンクリートの原料となる砂、砂利等はベルトコンベヤ（別添図参照）のベルトにのせられて、製造プラント内の一時保管場所まで運ばれ、一時保管場所に投入される。帰りはベルトが反対向きとなるため、ベルトに残ったままの砂はベルトの振動でベルト下に落ちるため砂が堆積する。砂の堆積量が増えると、ベルトと堆積した砂が接触し、ベルトコンベヤの運転に支障が出るため、砂を取り除く必要がある。本件災害は、スコップを使用してベルト下に堆積した砂を取り除く作業を行っていた労働者がベルトコンベヤのローラーに巻き込まれた状態で発見され、死亡が確認されたものである。
- (2) 適用条項は別紙のとおり。

## 労働安全衛生法

(事業者の講ずべき措置等)

第二十条 事業者は、次の危険を防止するため必要な措置を講じなければならない。

- 一 機械、器具その他の設備(以下「機械等」という。)による危険
- 二 爆発性の物、発火性の物、引火性の物等による危険
- 三 電気、熱その他のエネルギーによる危険

(労働者の遵守事項)

第二十七条 第二十条から第二十五条まで及び第二十五条の二第一項の規定により事業者が講ずべき措置及び前条の規定により労働者が守らなければならない事項は、厚生労働省令で定める。

(罰則)

第百十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十四条、第二十条から第二十五条まで、第二十五条の二第一項、第三十条の三第一項若しくは第四項、第三十一条第一項、第三十一条の二、第三十三条第一項若しくは第二項、第三十四条、第三十五条、第三十八条第一項、第四十条第一項、第四十二条、第四十三条、第四十四条第六項、第四十四条の二第七項、第五十六条第三項若しくは第四項、第五十七条の三第五項、第五十七条の四第五項、第五十九条第三項、第六十一条第一項、第六十五条第一項、第六十五条の四、第六十八条、第八十九条第五項(第八十九条の二第二項において準用する場合を含む。)第九十七条第二項、第百四条又は第百八条の二第四項の規定に違反した者

(両罰)

第百二十二条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第百十六条、第百七条、第百九条又は第百二十条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

## 労働安全衛生規則

(掃除等の場合の運転停止等)

第百七条 事業者は、機械(刃部を除く。)の掃除、給油、検査、修理又は調整の作業を行う場合において、労働者に危険を及ぼすおそれのあるときは、機械の運転を停止しなければならない。ただし、機械の運転中に作業を行わなければならない場合において、危険な箇所に覆いを設ける等の措置を講じたときは、この限りでない。

別添 ベルトコンベヤ立面図

